

第5章 きめ細やかな区民サービスの提供

(1) 高齢者世帯等の粗大ごみの排出支援

「世田谷区高齢者世帯等粗大ごみの運び出し収集実施要綱」に基づき、粗大ごみを室内から排出場所まで運び出しています。

[運び出し実績（特別収集における運び出し件数を含む）] (単位：件*¹)

事務所	令和元年度	令和2年度* ²	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世田谷	997	1,658	2,245	2,222	2,601
玉川	926* ³	1,038	1,182	1,312	1,190
砧	910	1,606	1,662	1,550	1,689
合計	2,833	4,302	5,089	5,084	5,480

*1 申請手続きの関係上、品物3点で1件としている。

*2 新型コロナウイルス感染症感染拡大により、一定期間業務を休止したが、粗大ごみ収集までの待ち期間の延びによる緊急的な対応が増加した。

*3 台風19号による水害ごみの対応件数481件を含む。

(2) 高齢者等訪問収集事業

資源・ごみを資源・ごみ集積所まで自分で出すことができない、一人暮らしの高齢者等を対象に、玄関先等から可燃ごみ・不燃ごみの収集と資源の回収を行っています。収集時に異常が認められた場合は、安否確認のための声かけや、緊急連絡先等への通報を行っています。

[対象者] 満65歳以上で要介護2又は同程度の者のみの世帯
 障害者（障害者手帳等取得者）のみの世帯
 一時的に対象要件に該当した世帯

[収集対象世帯] 373世帯（令和6年3月末現在）

事務所	満65歳以上で要介護2又は同程度の者のみの世帯	障害者（障害者手帳等取得者）のみの世帯	一時的に対象要件に該当した世帯（内数）
世田谷	82	58	2
玉川	50	39	5
砧	84	53	0
合計	216	150	7

※ 資源の高齢者訪問収集は、平成30年4月より民間事業者への委託から清掃事務所職員による収集に変更しています。

(3) 粗大ごみの特別収集

不法投棄された粗大ごみ等の収集や区民が排出した粗大ごみからまだ使用可能なものをピックアップし、リユースなどを行っています。

[特別収集実績]

(単位：点*)

事務所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世田谷	2,737	4,411	4,501	7,951
玉川	2,125	3,676	4,066	3,960
砧	3,121	2,776	1,706	3,744
合計	7,983	10,863	10,273	15,655

*品目ごとの詳細な点数は資料編資料5-5参照

(4) 早朝収集

まちの美観確保等のため、下北沢駅周辺（平成11年11月から）と、三軒茶屋駅周辺（平成14年4月から）で、午前7時台にごみの早朝収集を実施しています。

(5) 臨時ごみ

家庭ごみを一度に大量（概ね45リットルの袋で4袋以上）に排出される場合や臨時に排出される場合は、有料で収集しています（粗大ごみを除く）。

[主な料金（令和6年3月末現在）]

450袋・・・1袋300円、70・900袋・・・1袋600円

[臨時ごみ収集実績]

(単位：袋または束)

事務所	可燃ごみ 450袋	可燃ごみ 70～900袋	不燃ごみ	資源・ペットボトル
世田谷	17,963	1,865	2,291	536
玉川	5,922	113	772	244
砧	14,345	410	2,130	555
合計	38,230	2,388	5,193	1,335